

1 条約成立の経緯

- 2016年12月の国連総会決議で2017年に条約交渉を行う旨決定（賛成113（オーストリア、メキシコ、スウェーデン他）、反対35（米露英仏、日、韓、豪、独、加他）、棄権13（中、印、パキスタン他））。（注）北朝鮮は、第一委員会では賛成したが、本会議では投票せず。
- 2017年3月、6月及び7月、交渉会議が開催され、約100か国以上と市民社会が参加。米露英仏中、印、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、豪、独、加等は参加せず。日本も、冒頭のセッションで日本の立場と核軍縮政策を説明した上で、その後の交渉会議には参加しなかった。
- 同年7月7日、条約を採択（賛成122、反対1、棄権1）。条約は、同年9月20日に署名開放され、2020年10月24日、50番目の締約国として、ホンジュラスが本条約を締結し、90日後の2021年1月22日に発効。2022年6月21日～23日に第1回締約国会合をウィーンにて開催。
- 2022年12月13日時点で、91か国・地域が署名、68か国・地域が締結済み。

2 日本の立場

◆ 岸田総理大臣の衆議院本会議における代表質問答弁（2021年12月8日）

我が国は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきます。

核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約です。しかし、現実を変えるためには、核兵器国の協力が必要ですが、同条約には核兵器国は一か国も参加していません。

（締約国会合へのオブザーバー参加のような）御指摘のような対応よりも、我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器国を関与させるよう努力していかなければなりません。そのためにも、まずは、「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国である米国との信頼関係構築に努めたいと思います。

核兵器禁止条約

3 主要規定(概要*)

◆第1条(禁止):締約国は、いかなる状況でも、次のことを行わない。

- ①核兵器その他の核爆発装置の開発、実験、生産、製造、取得、占有又は貯蔵
- ②核兵器又はその管理の直接的・間接的な移転・受領、③使用又は使用の威嚇、
- ④この条約で禁止される活動の援助、奨励又は勧誘、⑤かかる援助を求め、受け入れること、
- ⑥自国領域への核兵器の配備、設置又は展開を認めること

◆第4条(核兵器の全面的な廃絶に向けて):

以下の場合分けをし、核兵器の廃棄や検証の方法、IAEAとの保障措置協定の締結等を規定。

- ①保有していた核兵器を廃棄した上で本条約を締結する国
- ②本条約を締結した上で保有している核兵器を廃棄する国
- ③自国領域内に他国の核兵器が配備等されている国

◆第6条(被害者に対する援助及び環境の修復):

締約国は、核兵器の使用・実験により影響を受けた自国の管轄下にある個人に対し支援を与える。汚染された自国の管轄・管理下の区域について、環境修復の措置をとる。

◆第7条(国際的な協力及び援助)

締約国は、条約の義務を履行する際に、他の締約国の援助を求め及び受ける権利を有する。援助を提供できる締約国は、核兵器の使用又は実験で影響を受けた締約国や被害者に対し、援助を提供する。

◆第8条(締約国の会議):

国連事務総長は、条約発効後1年以内に締約国会議を、その後隔年で開催し、必要に応じ特別会合を開催する。締約国の会合は、第一回会合において手続規則を採択する。また、条約発効から5年後、さらにその後6年ごとに運用検討会議を開催する。非締約国やNGO等はオブザーバーとして招待される。

◆第9条(費用)

締約国の会合、運用検討会議及び締約国の特別会合の費用は、適切に調整された国連分担率に従い、締約国及びこれらの会議にオブザーバーとして参加する条約の非締約国が負担する。

* 外務省作成の「暫定的な仮訳」に基づく

アジア(10): バングラデシュ、カザフスタン、ラオス、マレーシア、タイ、ベトナム、カンボジア、フィリピン、モンゴル、東ティモール

大洋州(11): フィジー、キリバス、モルディブ、ナウル、パラオ、サモア、ツバル、バヌアツ、NZ、クック諸島、ニウエ

中東(1): パレスチナ

欧州(5): オーストリア、アイルランド、マルタ、サン・マリノ、バチカン

中南米(26): アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、ボリビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン諸島、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ、チリ、ペルー、グアテマラ、グレナダ、ドミニカ共和国

アフリカ(15): ベナン、ボツワナ、ガンビア、レソト、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ、コモロ、セーシェル、ギニア・ビサウ、コートジボワール、コンゴ（共）、カーボベルデ、マラウイ、コンゴ（民）

核兵器禁止条約交渉第1回会議ハイレベル・セグメントにおける
高見澤軍縮代表部大使(当時)によるステートメント(2017年3月27日, 抄訳)

(日本の掲げる核廃絶への道筋)

●ここで、改めて、日本の掲げる核廃絶に向けた現実的アプローチに基づく道筋を提示したいと思います。我が国が一貫して述べてきているとおり、核軍縮を進めていくには、なにより、核兵器国を関与させることが不可欠です。そして、核兵器国も含め、国家間の信頼醸成を進め、二国間や多国間での具体的な核削減を取り決める等、様々な現実的かつ実践的な措置を積み上げていくことが最も重要です。

●このためには、同時に、地域問題の解決等を通じ核保有の動機につながる要因を除去し、核廃絶を可能にする安全保障環境を整備する努力を加速していくことも必要です。このような努力を核兵器国・非核兵器国を含む全ての国の行動を通じて積み上げ、核兵器の数が十分に減少した時点、我々が提案してきた進歩的アプローチで「最小限ポイント」と呼んだ状態の達成を見通せるようになって初めて、核兵器のない世界を達成し、維持するための「最後のブロック」として、核兵器を廃絶するための実効的で意味のある条約を作ることができます。そして、その段階において、包括的核兵器条約(NWC)を含め、非差別的で国際的に検証可能な核軍縮のための適切な枠組みにつき、更なる検討をすることが可能になると考えます。

●NPT体制が国際社会の平和と安定に寄与してきた事実を正しく評価すべきと考えます。したがって、新たな条約の作成については、NPT等の既存の核軍縮・不拡散体制を強化するものでなければなりません。そして、これまでNPT体制により作られ、保持されてきた、現実的な核廃絶に向けての貴重なバランスや土台を保持することが大切です。日本は、地道な対話と努力のプロセスを粘り強く続けた上で、我々の共通目標である核なき世界を実現することができるのだと信じています。

北大西洋条約機構(NATO)首脳会合共同声明(核兵器禁止条約関連箇所)

(2021年6月14日、パラ47 抄訳)

- 核兵器不拡散条約(NPT)は、世界的な核不拡散・核軍縮体制の礎石、原子力の平和的利用の利益を共有するための国際協力の枠組みであり続ける。加盟国は、代替不可能な基盤であるNPTの全ての側面における完全な履行及び相互に補強し合う3本柱を通じたNPTの強化に強くコミット。NPTの維持、普遍化及び完全な履行に貢献する主要な機会となる次回NPT運用検討会議の意義ある成果に向けコミット。
- 第6条を含むNPTの全ての規定に全面的に従い、国際的な安定を推進する、全ての者にとっての安全保障が損なわれない原則に基づいた、一層効果的・検証可能な方法で、核兵器のない世界という究極的な目標を支持する。
- NATOの核取決めは、核軍縮に向けた唯一の信頼できる道筋であるNPTと完全に整合的。NPTの永続的な成功を当然視することはできず、その成果を更に前進させるための持続的な取組が必要。こうした考えから、全てのNPT締約国に対して、第10回NPT運用検討会議の成功に向けて協働することを要請する。
- 核兵器禁止条約(TPNW)はNATOの核抑止政策と矛盾し、既存の不拡散・軍縮体制と相容れず、NPT体制を弱体化する危険があり、現在の安全保障環境を考慮に入れておらず、同条約への反対を再度表明する。
- TPNWは、核兵器に関する我々の法的義務を変更するものではなく、TPNWが慣習国際法の発展を反映している、又は何らかの形でこれに貢献しているとのいかなる議論も受け入れない。
- 我々は、我々のパートナー及びその他の全ての国に対して、NPTへの影響も含め、TPNWが国際の平和と安全に与える影響について熟慮するとともに、戦略的リスクを低減し核軍縮における持続可能な前進を可能とする具体的かつ検証可能な方策を通して集団安全保障を向上させるための我々の取組に参加することを要請する。

◆ 岸田総理大臣の衆議院本会議における代表質問答弁(2021年12月8日)

我が国は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向けて、しっかりと取り組んでいきます。核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」への出口とも言える重要な条約です。しかし、現実を変えるためには、核兵器国の協力が必要ですが、同条約には核兵器国は一か国も参加していません。(締約国会合へのオブザーバー参加のような)御指摘のような対応よりも、我が国は、唯一の戦争被爆国として、核兵器国を関与させるよう努力していかなければなりません。そのためにも、まずは、「核兵器のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国である米国との信頼関係構築に努めたいと思います。

◆ 我が国核兵器廃絶決議「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」(2022年12月7日採択)における核兵器禁止条約関連パラの書きぶり

(前文パラ14)

「核兵器禁止条約が2017年7月7日に採択されたことを認識し、同条約が国連事務総長により2017年9月20日に署名のため開放され、2021年1月22日に効力を生じ、2022年6月21日から23日にかけて第1回締約国会合が開催されたことに留意し、」